

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



令和元年5月24日 第150号
—発行—
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
TEL35-2111(番代) 内線2348~2352

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

リストラにあった方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成26年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成25年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード | ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード |
| 11…解雇 | 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし） |
| 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇 | 33…正当な理由のある自己都合退職 |
| 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり） | 34…正当な理由のある自己都合退職
(被保険者期間12ヶ月未満) |
| 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり） | |
| 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 | |
| 32…事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 | |

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証 (第1面)						
1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額				
15. 求職申込年月日		16. 認定日		17. 受給期間満了年月日		
18. 基本手当日額		19. 所定給付日数				
20. 特殊表示(災害時一括、巡相、市町村)						

平成25年3月31日(250331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

- 離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- 雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- 「特例受給資格者証」をお持ちの方
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に「特」
- 「高齢受給資格者証」をお持ちの方
(高齢受給資格者証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に「高」

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減(7割、5割、2割)判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

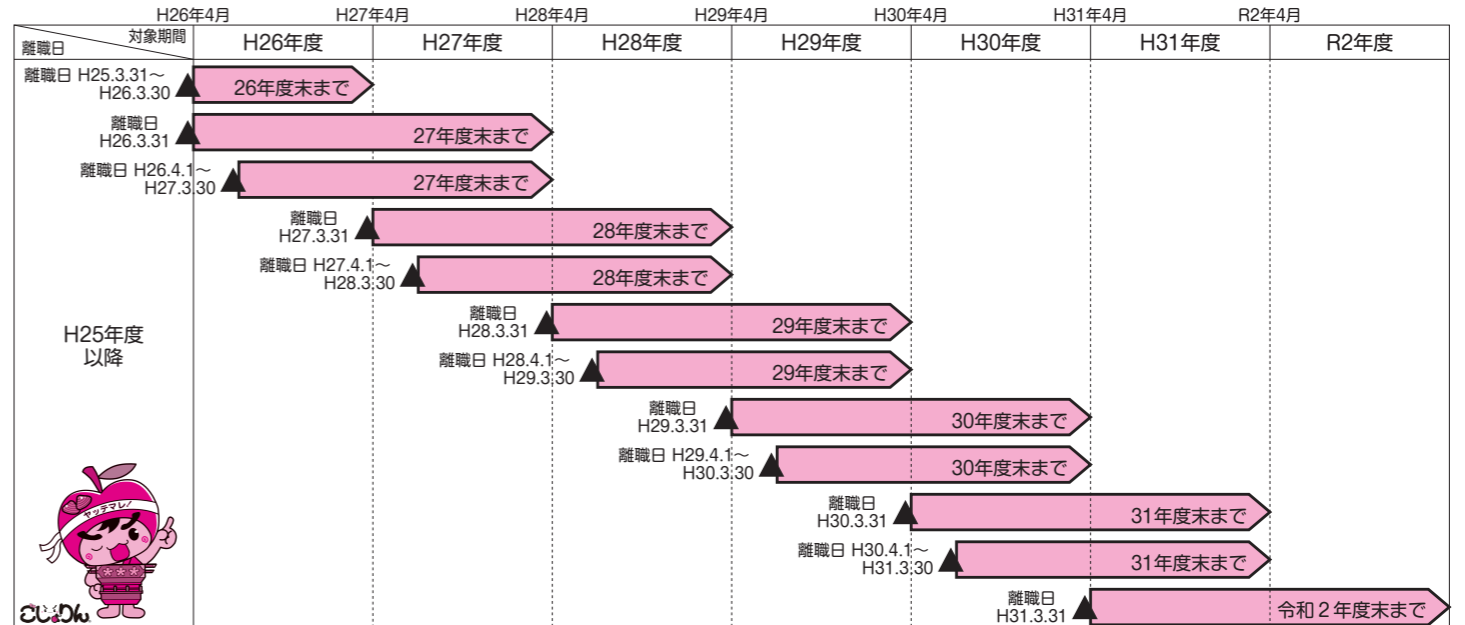
国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

◆申請に必要なもの◆

- 国民健康保険被保険者証
- 雇用保険受給資格者証(紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。)
- 印かん
- マイナンバーがわかるもの

◆国民健康保険税の軽減対象期間



問い合わせ ●国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2348~2352) ●金木総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線3110) ●市浦総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線4066)

元号改正に伴う国民健康保険証などの有効期限について

5月1日より元号が変わります。現在お持ちの国民健康保険証や高齢受給者証で、有効期限が「平成」と記載されているものにつきましては、そのままご使用いただいて問題ありません。

5月1日以降は以下のように読み替えて対応をお願いいたします。

平成31年〇月〇日 ⇒ 令和元年〇月〇日

※改元にあたり新元号への書替えは行いません。

国民健康保険税の納付にご協力を!

保険税は全額、被保険者みなさんの医療費等にあてられる大切な財源です。

保険税を滞納すると

- 前年度以前の保険税を滞納すると、有効期間が短い「短期被保険者証(3ヶ月証)」が交付されます。
 - 納期限を過ぎた場合は、納付すべき税額に督促手数料と延滞金を加算して納付していただくことになります。
 - 納期限から1年間経過しても納付がない場合、保険証を返却することになり、「被保険者資格証明書」が交付されます。この「被保険者資格証明書」は、保険証としての効力がないので、このときかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
 - 納期限から1年6ヶ月間経過しても滞納を続けていると、国保の給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の全部または一部が差し止められます。
 - さらに滞納が続くと、国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。
- ※この他、財産等の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

「短期被保険者証」とは

保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。国保の給付を受けることはできますが、短期被保険者証の期限が切れると来庁していただき納付相談をした上で短期被保険者証を更新することとなります。

「被保険者資格証明書」とは

納期限から1年間経過しても保険税の納付がない場合に保険証の代わりに交付されるものです。「被保険者資格証明書」は国保被保険者であることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。お医者さんにかかるときの医療費はいったん全額自己負担となります。後日、申請すればかかった医療費の7~9割の払戻しを受けられますが、同時に滞納している保険税に充ててもらうこととなります。

滞納する前にまず納付相談を!

会社倒産や解雇による失業、病気や不慮の事故による入院など、さまざまな理由で納期限までに税金を納めることが難しい場合は、収納課にご相談ください。

滞納するとみんなが困ります

みなさんの医療費の支払いにあてる財源が確保できないばかりか、きちんと納めている人との間に不公平が生じ、助け合いのしくみを支えている他の加入者に負担をかけ、多大な迷惑をかけることとなります。

「短期被保険者証」が交付されている世帯にも「被保険者資格証明書」が交付されることとなります。

現在、有効期間が4ヶ月の「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和元年7月末で「短期被保険者証」を返還してもらい、令和元年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

①平成30年10月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

②納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯

※ただし、高校生世代以下の国保被保険者には、有効期間が6ヶ月の被保険者証を交付します。

国保資格、給付に関すること 民生部 国保年金課 35-2111 (内線2348~2352)
 保険税の課税に関すること 財政部 税務課 35-2111 (内線2259)
 保険税の納税に関すること 財政部 収納課 35-2111 (内線2278~2275)

2019年度

市民健診のご案内



4月中に対象者のいる世帯に市民健診申込書が送付されています。市民健診申込書を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて投函して下さい。市民健診の詳細は、市民健診申込書に同封されている五所川原市市民健診べんり帳をご覧ください。

健診の種類	対象者(五所川原市民) 年齢は2020年3月31日時点での満年齢	内容	集団健診		個別健診	
			料金※1	受付時間	料金※1	指定医療機関(50音順)
特定健康診査	40歳から受診時満74歳の ・五所川原市国民健康保険被保険者 ・生活保護受給者	①身体計測(腹囲測定:特定健康診査) ②問診 ③血圧測定 ④医師の診察	1,000円	午前7時から午前9時まで (検査開始 午前7時10分から)	1,000円	駅前クリニック 尾野病院(金木) かなぎ病院 かみむらクリニック泌尿器科・内科 川崎胃腸科内科医院 健生五所川原診療所 小泊診療所(中泊町) 佐藤内科小児科医院 市浦医科診療所 すとうクリニック つがる総合病院 富田胃腸科内科医院 とやもり内科小児科クリニック 中泊おの医院 白生会胃腸病院 ファミリークリニック☆希望(つがる市) 増田病院 ※2
健康診査	・後期高齢者医療被保険者 ・受診時満75歳以上の生活保護受給者	⑤血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血) ⑥尿検査 ⑦心電図 ⑧眼底検査(かなぎ病院、つがる総合病院のみ実施可)	無料		無料	
胃がん検診	40歳以上の男女 50歳以上の男女(前年度市の胃内視鏡検査を受診していない方)	バリウムで胃X線撮影 胃内視鏡検査	1,500円		1,500円 2,500円	市民健診べんり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
大腸がん検診		スティック(採便容器)で便を採取する免疫便潜血反応検査2日法	600円	600円		
肺がん検診	40歳以上の男女	胸部X線撮影 (必要に応じて喀痰検査)	500円 ◆60歳から74歳 無料			
肝炎ウイルス検診	過去に肝炎検診を受けたことがない ①40・45・50・55・60・65・70歳の男女 ②上記以外の希望者 (集団健診で特定健康診査・健康診査を受ける方のみ)	血液検査 (B型及びC型肝炎)	無料	無料	市民健診べんり帳(市民健診申込書に同封)に掲載	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (前年度、市の子宮頸がん検診を受診していない方)	頸部細胞診検査	1,500円 ◆20歳から39歳 無料	午前7時から午後1時まで 乳がん検診は午前11時から	1,500円 ◆20歳から39歳 無料	市民健診べんり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
乳がん検診	40歳以上の女性 (前年度、市の乳がん検診を受診していない方)	マンモグラフィ検査	1,500円 ◆40歳 無料	午前7時から午後1時まで 乳がん検診は午前11時から	1,500円 ◆40歳 無料	市民健診べんり帳(市民健診申込書に同封)に掲載

※1: 料金は、後期高齢者医療被保険者の方(年度内到達者含む)、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方は全て無料です。

※2: 健康診査は「受診券」がありませんので、直接指定医療機関に予約してから受診してください。

★料金は健診当日の課税状況により徴収します。

問い合わせ先: 民生部 健康推進課 電話35-2111 内線 2384・2386